

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表
 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>第一章 単位の修得方法等</p> <p>第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等については、この章の定めるところによる。</p> <p>第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項に定める基準によるものとする。</p> <p>第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。</p> <p>第二条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものと</p>	<p>第一章 単位の修得方法等</p> <p>第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号。以下「免許法」という。）第五条別表第一及び別表第二並びに同法第六条別表第三から別表第八までにおける単位の修得方法等については、この章の定めるところによる。</p> <p>第一条の二 免許法第五条別表第一及び別表第二並びに同法第六条別表第三から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項に定める基準によるものとする。</p> <p>第一条の三 免許法第五条別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。</p> <p>第二条 免許法第五条別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものと</p>

する。

2 (略)

第三条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
(略)	

第四条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
(略)	

第五条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科

ものとする。

2 (略)

第三条 免許法第五条別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
(略)	

第四条 免許法第五条別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
(略)	

第五条 免許法第五条別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校

に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、
 図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内
 容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目
 を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 (略)

第六条 免許法別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼
 稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の
 単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数			
	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
	(略)			
	(略)			
	(略)			

備考

一六 (略)
 七 総合演習は、人類に共通する課題又は我が国社会全体にかか
 わる課題のうち一以上のものに関する分析及び検討並びにその
 課題について幼児、児童又は生徒を指導するための方法及び技
 術を含むものとする。(第十条及び第十条の四の表の場合におい
 ても同様とする。)

九八 (略)
 八 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導
 (授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専
 修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援
 施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含
 むことができる。)の単位数を含むものとする。(第七条第一
 項、第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。)

の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活
 、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含ま
 れる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容
 の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする
 。

2 (略)

第六条 免許法第五条別表第一に規定する小学校、中学校、高等学
 校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する
 科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数			
	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
	(略)			
	(略)			
	(略)			

備考

一六 (略)
 七 総合演習は、人類に共通する課題又は我が国社会全体にかか
 わる課題のうち一以上のものに関する分析及び検討並びにその
 課題について幼児、児童又は生徒を指導するための方法及び技
 術を含むものとする。

九八 (略)
 八 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導
 (授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専
 修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援
 施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含
 むことができる。)の単位数を含むものとする。(第七条第一
 項及び第十条の表の場合においても同様とする。)

十、十六（略）
十七 括弧内の数字は、免許法別表第一備考第九号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2 免許法別表第一備考第六号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

3（略）

第六条の二 免許法別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

十、十六（略）
十七 括弧内の数字は、免許法第五条別表第一備考第九号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2 免許法第五条別表第一備考第六号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

3（略）

第六条の二 免許法第五条別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法第五条別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第七条 免許法別表第一に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特種教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特殊教育に関する科目	最低修得単位数
(略)	

2 免許法別表第一に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合の特種教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状の種類に応じ、大学の加える特殊教育に関する科目についても修得することができる。

3 免許法別表第一備考第六号に規定する特殊教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特殊教育特別課程」という。）における特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、前二項に定める修得方法の例によるものとする。

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

養護に関する科目	最低修得単位数
(略)	

備考

第七条 免許法第五条別表第一に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特種教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特殊教育に関する科目	最低修得単位数
(略)	

2 免許法第五条別表第一に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合の特種教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状の種類に応じ、大学の加える特殊教育に関する科目についても修得することができる。

3 免許法第五条別表第一備考第六号に規定する特殊教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特殊教育特別課程」という。）における特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、前二項に定める修得方法の例によるものとする。

第九条 免許法第五条別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

養護に関する科目	最低修得単位数
(略)	

備考

一 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項に規定する養護に関する科目の単位の修得方法は、衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を修得するものとする。

二 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の八の項に規定する養護に関する科目の単位の修得方法は、衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）、並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を修得するものとする。

第十条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数			
	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
	(略)			
	第一欄			
	第二欄			

備考
(削除)

一 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項及び八の項に規定する教職に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）のうち一以上の事項並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

二 (略)

一 免許法第五条別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項に規定する養護に関する科目の単位の修得方法は、衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を修得するものとする。

二 免許法第五条別表第二の養護教諭の一種免許状の八の項に規定する養護に関する科目の単位の修得方法は、衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）、並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を修得するものとする。

第十条 免許法第五条別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数			
	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
	(略)			
	第一欄			
	第二欄			

備考
総合演習は、人類に共通する課題又は我が国社会全体に関わる課題のうち一以上のものに関する分析及び検討並びにその課題について幼児、児童又は生徒を指導するための方法及び技術を含むものとする。

二 免許法第五条別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項及び八の項に規定する教職に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）のうち一以上の事項並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

三 (略)

三 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目又は総合演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、総合演習にあつては二単位まで、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

四 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目又は総合演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、総合演習にあつては二単位まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

第十条の二 免許法別表第二に規定する養護教諭の専修免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第九条に規定する養護に関する科目又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法別表第二に規定する養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第九条に規定する養護に関する科目又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の

(新設)

(新設)

第十条の二 免許法第五条別表第二に規定する養護教諭の専修免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第九条に規定する養護に関する科目又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法第五条別表第二に規定する養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第九条に規定する養護に関する科目又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一

科目について単位を修得するものとする。

第十条の三 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては四単元以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする。

第十条の四 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

右項の各科目に含	教職に関する科目	最低修得単位数					
		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
及び義務会の機能に関する害のある的又義活機器論む。の	教職の意義等に関する科目						
	教育の基礎理論に関する科目						
及び義務会の機能に関する害のある的又義活機器論む。の	教育課程に関する科目						
	生徒指導に関する科目						
及び義務会の機能に関する害のある的又義活機器論む。の	総合演習						
	栄養教育実習						

以上の科目について単位を修得するものとする。

(新設)

(新設)

つてあてることができる。

第十条の五 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の専修免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に規定する栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年^{文部省}厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第十条の六 小学校、中学校、幼稚園、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の二種免許状、養護教諭の二種免許状若しくは栄養教諭の二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれの一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうち二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合の教職に関する科目、特殊教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により小学校

（新設）

第十条の三 小学校、中学校、幼稚園、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の二種免許状若しくは養護教諭の二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法第五条別表第一又は別表第二の規定により、それぞれの一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうち二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合の教職に関する科目、特殊教育に関する科目又は養護に関する科目の単位の修得方法は、第六条、第七条、第九条及び第十条に規定する一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法第五条別表第一又は別表第二の規定により小学校、中学校

、中学校、幼稚園、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の一種免許状、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の一種免許状に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二条から第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

第十条の七 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二条から第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二

、幼稚園、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の一種免許状又は養護教諭の一種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を同表第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二条から第六条、第七条、第九条及び第十条に規定する二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

第十条の四 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二条から第六条、第七条、第九条及び第十条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

2 免許法第五条別表第一又は別表第二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八条又

十八条又は短期大学設置基準第十四条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

第十一条 免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合（特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
(略)		

2 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる教科に関する科目及び教職に関する科目以外の科目の単位を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

第十一条の二 特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄
-----	-----

は短期大学設置基準第十四条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

第十一条 免許法別表第六条別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合（特別免許状を有する者で免許法第六条別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
(略)		

2 免許法第六条別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる教科に関する科目及び教職に関する科目以外の科目の単位を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

第十一条の二 特別免許状を有する者で免許法第六条別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄
-----	-----

(略)

第十二条 第十一条第一項の表備考第三号又は第四号に規定する者の免許法別表第三の第三欄に定める最低在職年数の通算については、その者の大学又は旧国立養護教諭養成所における在学年数のうち二年を超える在学年数一年をもつて在職年数二年とみなして取り扱うことができる。第十七条第一項の表備考に規定する者の免許法別表第六の第三欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。

第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、同表備考第七号の規定により十単位の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数	
	教科に関する科目	教職に関する科目又は教職に関する科目
	(略)	

第十四条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるもの(十単位の修得をもつて足りる者を除く。)の単位の修得方法

(略)

第十二条 第十一条第一項の表備考第三号又は第四号に規定する者の免許法別表第三の第三欄に定める最低在職年数の通算については、その者の大学又は旧国立養護教諭養成所における在学年数のうち二年を超える在学年数一年をもつて在職年数二年とみなして取り扱うことができる。第十七条第一項の表備考に規定する者の免許法別表第六の第三欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。

第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、同表備考第七号の規定により十単位の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数	
	教科に関する科目	教職に関する科目又は教職に関する科目
	(略)	

第十四条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるもの(十単位の修得をもつて足りる者を除く。)の単位の修得方法

は、第十一条及び前条に定める修得方法を参酌して、都道府県の教育委員会規則で定める。

第十五条 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第三条又は第四条に定める修得方法の例にならうものとする。

2 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位は、当該教科に関する教科の指導法の単位とする。

3 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条の二第一項に定める修得方法の例にならうものとする。

4 次の表の第一欄に掲げる事項についての免許法第十六条の四第一項の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第二欄に掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けるときは、それぞれ免許法別表第四の高等学校教諭の一種免許状の項第三欄に定める単位数から、教科に関する科目については四単位を、教職に関する科目については一単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、第一項の規定を適用する。

第一欄	第二欄	第三欄
-----	-----	-----

得方法は、第十一条及び前条に定める修得方法を参酌して、都道府県の教育委員会規則で定める。

第十五条 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第三条又は第四条に定める修得方法の例にならうものとする。

2 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位は、当該教科に関する教科の指導法の単位とする。

3 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条の二第一項に定める修得方法の例にならうものとする。

4 次の表の第一欄に掲げる事項についての免許法第十六条の四第一項の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第二欄に掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けるときは、それぞれ同条別表第四の高等学校教諭の一種免許状の項第三欄に定める単位数から、教科に関する科目については四単位を、教職に関する科目については一単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、第一項の規定を適用する。

第一欄	第二欄	第三欄
-----	-----	-----

(略)

第十六条 免許法別表第五に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする 免許状の種類	最低修得単位数		
	科目に関する	教職に関する	教科又は教職に関する
	科目	科目	科目

(略)

2 免許法別表第五備考第三号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、同表第三欄に定める最低修得単位数が十単位である場合には、教科に関する科目五単位以上及び教職に関する科目五単位以上を、同表第三欄に定める最低修得単位数が十五単位である場合には、教科に関する科目八単位以上及び教職に関する科目七単位以上を修得するものとする。

3 免許法別表第五備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、教科に関する科目五単位以上及び教職に関する科目五単位以上を修得するものとする。

4・5 (略)

第十七条 免許法別表第六に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

(略)

第十六条 免許法別表第五に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする 免許状の種類	最低修得単位数		
	科目に関する	教職に関する	教科又は教職に関する
	科目	科目	科目

(略)

2 免許法別表第六備考第三号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、同表第三欄に定める最低修得単位数が十単位である場合には、教科に関する科目五単位以上及び教職に関する科目五単位以上を、同表第三欄に定める最低修得単位数が十五単位である場合には、教科に関する科目八単位以上及び教職に関する科目七単位以上を修得するものとする。

3 免許法別表第六備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、教科に関する科目五単位以上及び教職に関する科目五単位以上を修得するものとする。

4・5 (略)

第十七条 免許法別表第六に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
(略)		

- 2 免許法別表第六の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる養護に関する科目及び教職に関する科目以外の科目の単位を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 3 免許法別表第六備考第一号又は第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、養護に関する科目四単位及び教職に関する科目三単位を含めて十単位を修得するものとする。
- 4 (略)

第十七条の二 免許法別表第六の二に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

論教 免許状種	養栄		第一欄	第二欄	第三欄
	免許状	専修			
三三			管理栄養士学校指定の規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目
二			栄養に係る教育に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目	栄養に係る最低修得単位
六		一五			
四		一五			

第一欄	第二欄	第三欄
(略)		

- 2 免許法別表第六の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる養護に関する科目及び教職に関する科目以外の科目の単位を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
- 3 免許法別表第六備考第一号又は第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、養護に関する科目四単位及び教職に関する科目三単位を含めて十単位を修得するものとする。
- 4 (略)

(新設)

2| 免許法別表第六の二備考の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、栄養に係る教育に関する科目二単位以上及び教職に関する科目六単位以上を修得するものとする。

3| 前二項の栄養に係る教育に関する科目、教職に関する科目及び栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第十条の三、第十条の四及び第十条の五に定める修得方法の例にならうものとする。

第十八条 免許法別表第七に規定する単位の修得方法は、第七条に定める修得方法の例にならうものとする。

第十八条の二 免許法別表第八に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(略)	受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

第十八条の三 免許法別表第八備考に規定する中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

(新設)

(新設)

第十八条 免許法別表第六に規定する単位の修得方法は、第七条に定める修得方法の例にならうものとする。

第十八条の二 免許法別表第八に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(略)	受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目

第十八条の三 免許法別表第八備考に規定する中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

有している中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）の教科の種類	受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科の種類
（略）	

2 免許法別表第八備考に規定する高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	受けようとする中学校教諭二種免許状の教科の種類
（略）	

第二章 課程の認定

第十九条 免許法別表第一備考第五号イ又は第六号の規定に基づき文部科学大臣が免許状授与の所要資格を得させるための適当と認める大学の課程（以下「認定課程」という。）に関しては、この章の定めるところによる。

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては、免許教科の種類を含む。）の章中以下同じ。）ごとに、認定す

有している中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）の教科の種類	受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科の種類
（略）	

2 免許法第六条別表第八備考に規定する高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	受けようとする中学校教諭二種免許状の教科の種類
（略）	

第二章 課程の認定

第十九条 免許法第五条別表第一備考第五号イ又は第六号の規定に基づき文部科学大臣が免許状授与の所要資格を得させるための適当と認める大学の課程（以下「認定課程」という。）に関しては、この章の定めるところによる。

第二十条 文部科学大臣は、免許法第五条別表第一又は別表第二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては、免許教科の種類を含む。）の章中以下同じ。）ごとに、認定するものと

るものとする。ただし、教職特別課程にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち教職に関する科目以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特殊教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

2 (略)

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 教員の氏名、職名、履歴、担任科目及び専任兼任の別

七 九 (略)

2 (略)

第二十二条 (略)

2 免許法別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、前項の規定にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を開設しなければならない。

3 前二項の開設する授業科目には、大学設置基準第二十八条第一項又は短期大学設置基準第十四条第一項の規定により大学が定める他

する。ただし、教職特別課程にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち教職に関する科目以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特殊教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

2 (略)

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 教員の氏名、職名、担任科目及び専任兼任の別

七 九 (略)

2 (略)

第二十二条 (略)

2 免許法別表第五別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、前項の規定にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を開設しなければならない。

3 前二項の開設する授業科目には、大学設置基準第二十八条第一項又は短期大学設置基準第十四条第一項の規定により大学が定める他

の大学の授業科目として開設される教職に関する科目を含むことができる。この場合において、含むことができる教職に関する科目の単位数は、免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二に規定する教職に関する科目の単位数の三割を超えないものとする。

4 (略)

第二十二條の二 免許法別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第三章 相当課程

第二十四條 免許法別表第一備考第二号の規定に基づき文部科学大臣が大学の専攻科に相当する課程として指定する課程及び同表備考第五号口の規定に基づき文部科学大臣が大学の課程に相当する課程として指定する課程に関しては、この章の定めるところによる。

第二十五條 免許法別表第一備考第二号に規定する大学の専攻科に相当する課程は、大学院の課程とする。

第二十六條 免許法別表第一備考第五号口に規定する大学の課程に相当する課程は、高等専門学校の課程（第四学年及び第五学年に係る

の大学の授業科目として開設される教職に関する科目を含むことができる。この場合において、含むことができる教職に関する科目の単位数は、免許法第五条別表第一及び別表第二に規定する教職に関する科目の単位数の三割を超えないものとする。

4 (略)

第二十二條の二 免許法第五条別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第三章 相当課程

第二十四條 免許法第五条別表第一備考第二号の規定に基づき文部科学大臣が大学の専攻科に相当する課程として指定する課程及び同表別表第一備考第五号口の規定に基づき文部科学大臣が大学の課程に相当する課程として指定する課程に関しては、この章の定めるところによる。

第二十五條 免許法第五条別表第一備考第二号に規定する大学の専攻科に相当する課程は、大学院の課程とする。

第二十六條 免許法第五条別表第一備考第五号口に規定する大学の課程に相当する課程は、高等専門学校の課程（第四学年及び第五学年

課程に限る。）及び高等専門学校の特攻科の課程とする。

第四章 教員養成機関の指定

第二十七条 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園の教員養成機関並びに免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関に対する文部科学大臣の指定に関しては、この章の定めるところによる。

第二十八条 前条の指定は、大学の課程における前条に掲げる学校の教員、養護教諭又は栄養教諭の養成数が、不十分な場合に限り、行うものとする。

2 前条の教員養成機関は、大学（当該教員の養成課程を有するものに限るものとし、養護教諭養成機関及び盲学校、聾学校若しくは養護学校又は栄養教諭の教員養成機関の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。この章中以下同じ。）に附置されるか又は大学の指導と承認のもとに運営されなければならない。

第三十一条の二 免許法別表第一備考第二号の三に規定する教員養成機関及び免許法別表第二の養護教諭の二種免許状のイの項の養護教諭養成機関に係る卒業の要件は、当該教員養成機関又は養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

に係る課程に限る。）及び高等専門学校の特攻科の課程とする。

第四章 教員養成機関の指定

第二十七条 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関及び同条別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園の教員養成機関に対する文部科学大臣の指定に関しては、この章の定めるところによる。

第二十八条 前条の指定は、大学の課程における前条に掲げる学校の教員及び養護教諭の養成数が、不十分な場合に限り、行うものとする。

2 前条の教員養成機関は、大学（当該教員の養成課程を有するものに限るものとし、養護教諭養成機関及び盲学校、聾学校又は養護学校の教員養成機関の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。この章中以下同じ。）に附置されるか又は大学の指導と承認のもとに運営されなければならない。

第三十一条の二 免許法第五条別表第一備考第二号の三に規定する教員養成機関及び同条別表第二の養護教諭の二種免許状のイの項の養護教諭養成機関に係る卒業の要件は、当該教員養成機関又は養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

第三十二条 免許法別表第一の小学校、中学校及び幼稚園の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関、免許法別表第二の養護教諭の二種免許状のイの項の指定教員養成機関並びに免許法別表第二の二の栄養教諭の一種免許状及び二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

2 免許法別表第一の盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関においては、それぞれ、特殊教育に関する科目について、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

3 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項及び八の項の指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な養護に関する科目の単位及び教職に関する科目の単位を含めて、十七単位及び三十二単位以上の授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

4 (略)

第五章 免許法認定講習

第三十四条 免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定する講習に関しては、この章の定めるところによる。

第三十二条 免許法第五条別表第一の小学校、中学校及び幼稚園の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関並びに同条別表第二の養護教諭の二種免許状のイの項の指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

2 免許法第五条別表第一の盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関においては、それぞれ、特殊教育に関する科目について、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

3 免許法第五条別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項及び八の項の指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な養護に関する科目の単位及び教職に関する科目の単位を含めて、十七単位及び三十二単位以上の授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

4 (略)

第五章 免許法認定講習

第三十四条 免許法第六条別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定する講習に関しては、この章の定めるところによる。

第三十六条 (略)

2 前項第二号及び第四号に掲げるものの開設する免許法認定講習は、大学(開設しようとする講習の課程に相当する課程を有するものに限るものとし、養護教諭、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとするために必要とする単位を修得させることを目的として開設しようとする講習の課程の場合には、自分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。)の指導のもとに、運営されなければならない。

3 (略)

第三十七条 免許法認定講習の講師は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 大学の教員(第四章に規定する文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の教員を含む。この章中以下同じ。)

二 (略)

2・3 (略)

第三十九条 第三十六条第一項各号に掲げるものが、開設しようとする講習について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定(この章中以下「認定」という。)を受けようとするときは、当該講習に関し次の事項を記載した申請書を、講習開始一月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

一(十四) (略)

2・3 (略)

第三十六条 (略)

2 前項第二号及び第四号に掲げるものの開設する免許法認定講習は、大学(開設しようとする講習の課程に相当する課程を有するものに限るものとし、養護教諭及び盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとするために必要とする単位を修得させることを目的として開設しようとする講習の課程の場合には、自分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。)の指導のもとに、運営されなければならない。

3 (略)

第三十七条 免許法認定講習の講師は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 大学の教員(第四章に規定する文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の教員養成機関の教員を含む。この章中以下同じ。)

二 (略)

2・3 (略)

第三十九条 第三十六条第一項各号に掲げるものが、開設しようとする講習について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定(この章中以下「認定」という。)を受けようとするときは、当該講習に関し次の事項を記載した申請書を、講習開始一月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

一(十四) (略)

2・3 (略)

第五章の二 免許法認定公開講座

第四十三条の二 免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定する大学の公開講座に関しては、この章の定めるところによる。

第六章 免許法認定通信教育

第四十四条 免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定する通信教育に関しては、この章の定めるところによる。

第四十八条 大学が開設しようとする通信教育について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定を受けようとするときは、当該通信教育に関し次の事項を記載した申請書に、通信教育用教材及び学習指導書を添えて当該通信教育の開設二月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 教員の氏名、主要職歴及び担任科目

六～九 (略)

2 (略)

第七章 単位修得試験

第五章の二 免許法認定公開講座

第四十三条の二 免許法第六条別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定する大学の公開講座に関しては、この章の定めるところによる。

第六章 免許法認定通信教育

第四十四条 免許法第六条別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定する通信教育に関しては、この章の定めるところによる。

第四十八条 大学が開設しようとする通信教育について、免許法第六条別表第三備考第六号の規定による認定を受けようとするときは、当該通信教育に関し次の事項を記載した申請書に、通信教育用教材及び学習指導書を添えて当該通信教育の開設二月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 教員の氏名、職名及び担任科目

六～九 (略)

2 (略)

第七章 単位修得試験

第五十一条 免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験に関しては、この章の定めるところによる。

第十章 特殊教科の免許状

第六十四条 盲学校特殊教科教諭及び聾学校特殊教科教諭の普通免許状は、次の表の下欄に掲げる基礎資格を有する者又は免許法第六条第一項の規定による教育職員検定（この章中以下「教育職員検定」という。）に合格した者に授与する。ただし、盲学校特殊教科教諭の普通免許状のうち理療の教科についての免許状は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の定めるところによる医師免許（以下「医師免許」という。）を受けている場合を除きあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の定めるところによるあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許（以下「あん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許」という。）を有しない者には、盲学校特殊教科教諭の普通免許状のうち理学療法士の免許（以下「理学療法士免許」という。）の定めるところによる理学療法士の免許（以下「理学療法士免許」という。）を有しない者には、聾学校特殊教科教諭の普通免許状のうち理容の教科についての免許状は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）、美容師法（昭和三十二年法律第六十三号

第五十一条 免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験に関しては、この章の定めるところによる。

第十章 特殊教科の免許状

第六十四条 盲学校特殊教科教諭及び聾学校特殊教科教諭の普通免許状は、次の表の下欄に掲げる基礎資格を有する者又は免許法第六条第一項の規定による教育職員検定（この章中以下「教育職員検定」という。）に合格した者に授与する。ただし、盲学校特殊教科教諭の普通免許状のうち理療の教科についての免許状は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の定めるところによる医師免許（以下「医師免許」という。）を受けている場合を除きあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の定めるところによるあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許（以下「あん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許」という。）を有しない者には、盲学校特殊教科教諭の普通免許状のうち理学療法士の免許（以下「理学療法士免許」という。）の定めるところによる理学療法士の免許（以下「理学療法士免許」という。）を有しない者には、聾学校特殊教科教諭の普通免許状のうち理容の教科についての免許状は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）、美容師法（昭和三十二年法律第六十三号

（又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和二十三年法律第六十七号）の定めるところによる理容師又は美容師の免許（以下「理容師又は美容師の免許」という。）を有しない者には、授与しない。

論	二種免許状		一種免許状		免許状の種類	上
	音楽	理学療法	理療	音楽		
	免許法別表第一に規定する盲学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合の特種教育に関する科目の単位を第七条第一項に定める修得方法の例により十単位以上修得した。		免許法別表第一に規定する盲学校の教諭の一種免許状の授与を受ける場合の特種教育に関する科目の単位を第七条第一項及び第二項に定める修得方法の例により二十三単位以上修得した。		基礎資格	下
	(略)		(略)		(略)	

2 前項の教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次の表の定めるところによる。

第一欄 第二欄 第三欄 第四欄

（又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和二十三年法律第六十七号）の定めるところによる理容師又は美容師の免許（以下「理容師又は美容師の免許」という。）を有しない者には、授与しない。

論	二種免許状		一種免許状		免許状の種類	上
	音楽	理学療法	理療	音楽		
	免許法第五条別表第一に規定する盲学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合の特種教育に関する科目の単位を第七条第一項に定める修得方法の例により十単位以上修得した。		免許法第五条別表第一に規定する盲学校の教諭の一種免許状の授与を受ける場合の特種教育に関する科目の単位を第七条第一項及び第二項に定める修得方法の例により二十三単位以上修得した。		基礎資格	下
	(略)		(略)		(略)	

2 前項の教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次の表の定めるところによる。

第一欄 第二欄 第三欄 第四欄

(略)	(略)
	(略)
	(略)
	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学、文部科学大臣の指定する盲学校若しくは聾学校の教員養成機関又は文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得することを必要とする最低単位数

3 (略)

4 第一項の表の下欄及び第二項の表の第四欄に規定する文部科学大臣の指定する盲学校又は聾学校の教員養成機関については第四章の規定(第二十九条を除く。)を、同項の表の同欄に規定する文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座又は通信教育については第五章、第五章の二又は第六章の規定を、同項の表の同欄に規定する単位の計算方法については第一条の二の規定を、準用する。

第十一章 雑則

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、免許法第五条第一項第二号ただし書の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有するものと認める。

一〜四 (略)

五 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する教員養成機関並びに免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と

(略)	(略)
	(略)
	(略)
	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学、文部科学大臣の指定する盲学校若しくは聾学校の教員養成機関又は文部科学大臣の認定する講習において修得することを必要とする最低単位数

3 (略)

4 第一項の表の下欄及び第二項の表の第四欄に規定する文部科学大臣の指定する盲学校又は聾学校の教員養成機関については第四章の規定(第二十九条を除く。)を、同項の表の同欄に規定する文部科学大臣の認定する講習については第五章の規定を、同項の表の同欄に規定する単位の計算方法については第一条の二の規定を、準用する。

第十一章 雑則

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、免許法第五条第一項第二号ただし書の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有するものと認める。

一〜四 (略)

五 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関並びに別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する教員養成機関において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したものの

同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの

第六十六条の四 免許法別表第一備考第二号の二に規定する学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合とする。

第六十六条の五 免許法別表第一備考第二号の三の規定により準学士の称号を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

第六十六条の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

第六十六条の七 免許法別表第一備考第五号口の規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認める科目の単位は、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

(略)	第一欄	第二欄	第三欄
	第一欄	第二欄	第三欄
	第一欄	第二欄	第三欄

第六十六条の四 免許法第五条別表第一備考第二号の二に規定する学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合とする。

第六十六条の五 免許法第五条別表第一備考第二号の三の規定により準学士の称号を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

第六十六条の六 免許法第五条別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

第六十六条の七 免許法第五条別表第一備考第五号口の規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認める科目の単位は、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

(略)	第一欄	第二欄	第三欄
	第一欄	第二欄	第三欄
	第一欄	第二欄	第三欄

第六十六条の八 免許法別表第二備考第一号の規定により準学士の称号を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した場合（学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する場合を除く。）とする。

2 免許法別表第二備考第一号の規定により文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した場合（養護教諭養成機関を卒業した場合を除く。）とする。

第六十六条の九 免許法別表第二の二備考第一号の規定により学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得し卒業した場合とする。

第六十七条 免許法別表第三の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる学校以外の教育施設において教育に従事した者（免許法別表第三備考第二号の規定により実務に関する証明を受けることのできる者を除く。）は、それぞれ第二欄に掲げる学校の教員に相当するものとし、その勤務成績についての実務証明責任者は第三欄に掲げるとおりとする。

第六十六条の八 免許法第五条別表第二備考第一号の規定により準学士の称号を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した場合（学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する場合を除く。）とする。

2 免許法第五条別表第二備考第一号の規定により文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、同条第一項に規定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した場合（養護教諭養成機関を卒業した場合を除く。）とする。

（新設）

第六十七条 免許法第六条別表第三の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる学校以外の教育施設において教育に従事した者（免許法第六条別表第三備考第二号の規定により実務に関する証明を受けることのできる者を除く。）は、それぞれ第二欄に掲げる学校の教員に相当するものとし、その勤務成績についての実務証明責任者は第三欄に掲げるとおりとする。

第一欄	第二欄	第三欄
(略)		

第六十七条の二 免許法別表第三備考第五号及び免許法別表第四備考第三号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則第六条第一項に規定する独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師の職とする。

第六十八条の二 免許法別表第五備考第一号の二に規定する資格は、学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められることとする。

第六十九条 免許法別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師の職とする。

第一欄	第二欄	第三欄
(略)		

第六十七条の二 免許法第六条別表第三備考第五号及び同条別表第四備考第三号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則第六条第一項に規定する独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第六十八条 免許法第六条別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、同条別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師の職とする。

第六十八条の二 免許法第六条別表第五備考第一号の二に規定する資格は、学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められることとする。

第六十九条 免許法第六条別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師の職とする。

第六十九条の二 免許法別表第六備考第三号の文部科学省令で定める者は、次条に規定する職員で、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 免許法附則第三項の規定により免許状の授与を受けることができる者
- 三 免許法附則第七項の規定により養護助教諭の臨時免許状を受けることができる者

第六十九条の三 免許法別表第六備考第四号に規定する文部科学省令で定める職員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

第七十条 免許法別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第七若しくは別表第八の第三欄又は別表第五の第二欄に規定する在職年数には、休職の期間は通算しない。

第七十条の二 免許法別表第三備考第八号及び第十号に規定する期間には、心身の故障による休職、引き続き九十日以上病気休暇（九十日未満の病気休暇で授与権者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業並びに育児休業の期間、指導主事又は社

第六十九条の二 免許法別表第六備考第三号の文部科学省令で定める者は、次条に規定する職員で、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 免許法附則第五項の規定により免許状の授与を受けることができる者
- 三 免許法附則第九項の規定により養護助教諭の臨時免許状を受けることができる者

第六十九条の三 免許法別表第六備考第四号に規定する文部科学省令で定める職員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

第七十条 免許法別表第三、別表第六、別表第七若しくは別表第八の第三欄又は別表第五の第二欄に規定する在職年数には、休職の期間は通算しない。

第七十条の二 免許法別表第三備考第八号及び第十号に規定する期間には、心身の故障による休職、引き続き九十日以上病気休暇（九十日未満の病気休暇で授与権者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業並びに育児休業の期間、指導主事

会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間は通算しない。

第七十二条 (略)

2 専修免許状には、大学院での専攻を記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの分野に関する単位を十二単位以上修得した場合は、大学院での専攻に加えて当該分野を記入することができる。

一～四 (略)

五 養護教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度、教育社会学、教育心理学・発達心理学、教育臨床、生徒指導、衛生学・公衆衛生学、健康相談、栄養学、解剖学・生理学、微生物学・免疫学・薬理概論、精神保健、看護学又は授与権者が適当と認められた分野

六 栄養教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度、教育社会学、教育心理学・発達心理学、教育臨床、生徒指導、衛生学・公衆衛生学、生理学・生化学、食品学・食品衛生学、基礎栄養学、応用栄養学、臨床栄養学、栄養教育論、調理学、給食経営管理論又は授与権者が適当と認められた分野

3 (略)

附則

1～5 (略)

6 免許法附則第十八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は

又は社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間は通算しない。

第七十二条 (略)

2 専修免許状には、大学院での専攻を記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの分野に関する単位を十二単位以上修得した場合は、大学院での専攻に加えて当該分野を記入することができる。

一～四 (略)

(新設)

(新設)

3 (略)

附則

1～5 (略)

(新設)

、次の表の定めるところによる。

類 受 け よ う と す る 免 許 状 の 種	最低修得単位数	
	栄 養 に 係 る 教 育 に 関 す る 科 目	教 職 に 関 す る 科 目
栄 養 免 許 状	二	八
教 諭 免 許 状	二	六

備考

- 一 この表における単位の計算方法に関しては、第一条の二の規定を準用する。
- 二 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に定める修得方法の例にならうものとする。
- 三 教職に関する科目の単位の修得方法は、教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目並びに栄養教育実習についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。
- 四 前号の栄養教育実習の単位は、免許法第三条の二に規定する非常勤の講師として一年以上栄養の指導に良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経過年数一年について一単位の割合で、前号の教職に関する科目（栄養教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 五 免許法附則第十八項の表備考第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について二単位以上を修得するものとする。

71
101
(略)

11 改正法附則第十一項又は改正法附則第十二項若しくは第十三項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、それぞれ附則第七項又は第九項に定める修得方法の例にならうものとする。

61
91
(略)

10 改正法附則第十一項又は第十二項若しくは第十三項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、それぞれ第六項又は第八項に定める修得方法の例にならうものとする。

- 12| 改正法附則第十八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、附則第七項に定める修得方法の例にならうものとする。
- 13| 21| (略)
- 22| 免許法附則第四項、免許法附則第五項及び第十八項の表の第三欄並びに改正法附則第五項の表の第三欄に規定する在職年数の通算に關しては、第七十条の規定を準用する。
- 23| (略)
- 24| 免許法附則第九項の表備考第二号に規定する文部科学省令で定める実習助手は、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において専ら実習助手の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。
- 25| (略)
- 26| 免許法附則第十八項の表第三欄に規定する実務証明責任者は、その者の勤務する学校（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する共同調理場に勤務する者については、当該共同調理場の設置者が設置する学校とする。）の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。
- 27| 30| (略)
- 31| 免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三
- 11| 改正法附則第十八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第六項に定める修得方法の例にならうものとする。
- 12| 20| (略)
- 21| 免許法附則第四項並びに同法附則第五項及び改正法附則第五項の表の第三欄に規定する在職年数の通算に關しては、第七十条の規定を準用する。
- 22| (略)
- 23| 免許法附則第九項の表備考第二号に規定する文部科学省令で定める実習助手は、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において専ら実習助手の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法第六条別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。
- 24| (略)
(新設)
- 25| 28| (略)
- 29| 免許法第六条第二項別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健師助産師看護師法（昭和二十三年

号)第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する科目十単位、教職に関する科目十二単位及び教科又は教職に関する科目八単位を含めて四十五単位(同法第二十一条第一号又は第二号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所(次項において「看護師養成施設」という。))のうち修業年限二年のものを卒業した者にあつては、教科に関する科目七単位、教職に関する科目八単位及び教科又は教職に関する科目五単位を含めて三十単位)を修得したものとみなして、附則第十項の規定を適用する。

32| 前項の規定の適用を受ける者の改正法附則第八項により読み替えられた免許法別表第三に規定する最低在職年数については、当分の間、その者の看護師養成施設における在学年数一年を在職年数二年とみなして通算することができる。

33・34| (略)

別記様式(第七十二条関係)

(略)

備考

一 (略)

アウ (略)

工 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号。オにおいて「昭和三十六年改正法」という。)

法律第二百三号)第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、第九項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する科目十単位、教職に関する科目十二単位及び教科又は教職に関する科目八単位を含めて四十五単位(同法第二十一条第一号又は第二号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所(次項において「看護師養成施設」という。))のうち修業年限二年のものを卒業した者にあつては、教科に関する科目七単位、教職に関する科目八単位及び教科又は教職に関する科目五単位を含めて三十単位)を修得したものとみなして、第九項の規定を適用する。

30| 前項の規定の適用を受ける者の改正法附則第八項により読み替えられた免許法第六条第二項別表第三に規定する最低在職年数については、当分の間、その者の看護師養成施設における在学年数一年を在職年数二年とみなして通算することができる。

31・32| (略)

別記様式(第七十二条関係)

(略)

備考

一 (略)

アウ (略)

工 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号。エにおいて「昭和三十六年改正法」という。)

附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「(教育職員免許法)」の箇所は、教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号)」と記入すること。

オケ (略)

二・三 (略)

附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「(教育職員免許法)」の箇所は、教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号)」と記入すること。

オケ (略)

二・三 (略)